

エネルギー構造高度化に向けた事業者による再エネ事業等創出支援業務委託
仕様書

1. 業務名

エネルギー構造高度化に向けた事業者による再エネ事業等創出支援業務委託

2. 趣旨

本仕様書は、福知山市（以下「発注者」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 15 日まで

4. 業務目的

本市では、事業者や市民による再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの地産地消を通じた地域経済の活性化や地域課題の解決を目指している。

一方で、再生可能エネルギーに関心を持つ事業者等においても、専門的知見や事業化ノウハウ、連携先の不足などにより具体的な取組へ結び付いていない事例や、脱炭素への関心はあるものの取組のきっかけを得られていない事業者・市民も多い状況にある。

本業務は、受託者が有する専門的知識や幅広いネットワーク、事業化支援のノウハウを活用し、事業者・市民への伴走支援、専門家とのマッチング、情報発信、導入調査及び普及啓発等を実施することで、再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、地域課題の解決につながる新たな事業や取組の創出を支援し、市域全体のエネルギー構造高度化を推進することを目的とする。

5. 業務内容

（1）実施計画書の作成・進捗管理

本仕様書の業務内容について、業務スケジュールなどを記載した実施計画書を作成するとともに、業務内容に応じた十分な人員を配置する。また、発注者や関係機関等との連絡調整を行いつつ業務全体のスケジュールを把握し適切な進捗管理を行う。

（2）エネルギー構造高度化に向けた取組に関する専門的知識の共有及び助言

本市内で積極的にエネルギーに関する取組を進めている企業や市民を対象に、全国の先進的なモデル事業や取組を紹介しながら専門的な知識を共有し、個別に助言を行う。また、必要に応じて、企業と企業、企業と市民をマッチングさせるなど、本市のエネルギー構造高度化やエネルギー転換に対して理解が進むよう、発注

者と調整を行いながら、ファシリテーターとして関わる。

①技術相談（オンライン、Slack、メール、電話などで）

市内事業者等を対象とする再エネの導入に関する相談を受け付ける。受け付けた相談に対して、地域課題解決を見据えた専門的知識の共有や助言を行う。

②企業等への情報発信（Slack、メールなどで）

発注者等と協議を行った上で、再エネ事業等の好事例などの情報を SNS やメール等を活用しながら発信する。特に本市が令和6年12月に設立した「福知山市持続可能なエネルギー・環境共創プラットフォーム」を積極的に活用し、企業のみならず、市民の意識変容を促す。

③企業等のマッチング（Slack、メールなどで）

相談や情報発信により得られた、地域や企業、市民の課題感を分析し、エネルギー構造高度化やエネルギー転換につなげていくため、企業と企業、企業と市民などをマッチングさせ、必要に応じて、専門的知識の共有や助言を行う。

④テーマ別検討会等の企画・開催支援等

発注者と協議の上、必要に応じてテーマ別検討会等（テーマ別検討会ごとに1回以上の開催。全体会議についても1回以上の開催を想定）の企画開催支援を行う。テーマ別検討会等では、課題分析や検討資料の作成、検討結果のとりまとめを行う。全体会議では、各テーマ別検討会等での検討結果のとりまとめた内容を会員に共有されるよう企画・開催支援を行う。

また、プラットフォーム会員（テーマ別検討会単位）への聞き取りなどから、（4）のセミナー以外で個別のテーマによる勉強会や現地視察の要望があった場合は、内容の提案やスケジュールの調整、セミナーや視察等の当日の運営を行う。また、講師謝礼や視察等に必要な費用の支払いについても、受注者において対応する。なお、勉強会及び現地視察の回数は合計2回程度とする。（現地視察に係る交通旅費は参加者負担を想定）

（3）事業所等における再生可能エネルギー導入調査

市内の事業者等を対象に再生可能エネルギー発電設備の導入可能性調査を実施し、最適な再エネ事業の提案やエネルギーの地産地消に向けた取組を検討する。調査対象は発注者と協議の上、決定する。

①再生可能エネルギー発電設備の導入可能性調査

調査対象を決定後、再生可能エネルギー発電設備の導入可能性調査を実施する。発電設備の種類や導入ポテンシャルの調査に加えて、調査対象にヒアリングを実施し、事業者の方針に沿って最適な手法を選定し、提案する。

②エネルギーの地産地消に向けた取組検討

導入可能性調査の結果をもとに、地産地消を促進するための再エネ設備の導入や再エネ電力の活用方法を検討する。また自家消費の観点についての取組も検討

し、調査対象へ提案する。

(4) 再エネセミナーの開催（オンライン参加者の対応も行う）

セミナー開催に関する業務を行う。必要に応じて発注者と協議、協力し、セミナーを開催する。セミナーは会場開催とオンラインでハイブリッド開催とする。市が用意する会場以外で開催することになった場合は、受託事業者にて会場使用料を負担する。企業向け、市民向けそれぞれ 2 回程度開催する。セミナー内容や講師については、委託者と相談の上、決定する。

①企業向け再エネセミナーの内容検討

全国で活用が進んでいる技術や新たな取組の事例を収集し、セミナー内容を検討、開催する。本市の地域課題についても事前に把握し、その地域課題解決に寄与する事例を中心に集め、発注者とセミナー内容について協議した上で内容を決定する。再生可能エネルギーの活用、既存電力からのエネルギー転換、再エネ創出等、市域のエネルギー構造の変容を促す内容を組み込む。

②市民向けの再エネセミナーの開催

市民向けのセミナーについて内容をプラットフォーム会員等と検討し、開催する。エネルギー転換や再エネ創出を市域全体で進めていくためにも、市民各自でも取り組める内容を紹介し、機運醸成や具体的な行動変容につなげる。

広報については、必要に応じて発注者と協力し実施する。また、セミナー等で配布する啓発用のチラシ（A4表裏、2 種類、各 1000 部程度）についても作成する。

6. 発注者から貸与するデータ等

(1) 受託者は、本件委託に関し発注者から貸与されたデータ等を業務の実施以外の目的に使用してはならない。また、これらを第三者に提供または譲渡、売却してはならない。

(2) 受託者は、業務の終了後直ちに、発注者から貸与されたデータ等を発注者に返還し、業務の実施にあたって作成したコピーを廃棄するとともに、成果物の提出にあたって、返還・廃棄報告書を発注者に提出するものとする。

7. 業務実施計画書の提出

(1) 受注者は、契約後速やかに業務実施計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。

(2) 業務計画書には次の事項を掲載すること

- ア 業務実施方針
- イ 業務内容
- ウ 工程表

工 業務の実施体制表

オ その他発注者が必要とする事項

8. 管理技術者

受注者は、管理技術者を定め、業務の全般にわたる管理を行うものとする。

9 成果品

受注者は次に掲げるものを成果品として紙媒体及び電子媒体にて納品すること。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

- (1) 会議議事録（都度）
- (2) 業務報告書（業務終了時）
- (3) 調査に関する諸資料
- (4) セミナーに関する諸資料
- (5) その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で発注者が必要と認める資料

10 成果品の帰属

成果品にかかる権利、使用その他一切は発注者に帰属し、受注者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

納品される成果品等提出物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこととする。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、また、発注者は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る利害侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理することとする。

また、成果品その他必要書類の控えは受注者において5年間保存すること。

11 提出物

(1) 契約締結後

項番	提出物	納品期限
1	着手届	契約締結後10日以内
2	業務実施計画書	契約締結後10日以内
3	管理技術者届	契約締結後10日以内
4	その他本市との協議により決定した書類	協議の上決定

(2) 業務完了時

項番	提出物	納品期限
1	業務完了届	履行期間内
2	成果品一式	履行期間内
3	その他本市との協議により決定した書類	履行期間内

1 2 検査

受注者は、業務完了後、前項第2号に記載する提出物を速やかに発注者に提出するものとし、その成果品については、発注者による検査を受けなければならない。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。発注者による検査合格をもって業務完了とする。

1 3 契約及び支払

福知山市財務規則に準ずる。

1 4 一般事項

- (1) この業務の受託者は、国等の環境行政や社会情勢の変化、関連計画、各種データ等との整合性を確保すること。
- (2) 受託者は、常に監督員と密接な連絡をとりながら作業を進め、関係諸法令規則（例規、告示命令等含む。）に違反しないよう履行するとともに、履行上必要な関係官公庁、法人等に対する申請、届出等一切の手続きを遅滞なく行い、関係官公庁等との調整結果等について監督職員へ報告すること。また、本業務遂行にあたり発生した事故及び損害等については、受注者の負担とし、発注者は一切の責任を負わない。
- (3) 各種会議や調整等に要する資機材等の諸費用や交通費等はすべて受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、業務完了後、成果品、業務完了届けを速やかに提出すること。成果品は、上記に記載するもの一式を添えて監督職員に提出するものとし、その成果品については、発注者の検査員による検査を受けなければならない。発注者の検査員による検査合格をもって業務完了とする。
- (5) 成果品にかかる権利、使用その他一切は福知山市に帰属する。
- (6) 成果品その他必要書類の控えは受託者において5年間保存すること。
- (7) 当業務によって知り得た情報は福知山市個人情報保護条例に従い、データ管理及び機密の保持に努め、データの外部漏えい、滅失、損壊を防止すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市及び受託者の双方が協力し、業務が円滑に履行できるよう誠実に対応するものとする。